

— 第3章 都市環境 —

第1節 都市公園等の整備

1 概要

都市公園等の整備は、都市の緑化を推進し、緑地を確保していくうえで、その中核を構成するものです。本市の公園整備は、戦後の土地区画整理事業から始まりました。以降、順次公園の整備が進んだことにより、現在、市内の公園数は277箇所となっています。

このうち、特に数が多い街区公園（旧種別名：児童公園）は、面積が比較的小さいものが多く、市民一人当たりの公園面積が不足しているとともに、土地区画整理事業地区以外では、公園が十分に整備されていない状況です。

この不足を補うため、河川敷地を利用した広場を確保するとともに、民間の空き地などの遊休地を借地して「ちびっこ広場」を開設するなど、子どもたちの安全な遊び場づくりに努めています。

現在、進めている主な公園整備は、市街地南東部の緑化重点地区である太田第二土地区画整理区域周辺地区内に、都市計画決定している25箇所の公園であり、うち21箇所はすでに供用開始されています。

また、市街地中心部では、高松港頭地区総合整備事業の一つとして、玉藻公園西側の拡張整備を進めています。

市域東部の丘陵地では、市民の健康増進のため、スポーツ活動やトレーニング、レクリエーションなどに気軽に利用できる施設の配置を計画した東部運動公園の整備を進めており、一部の施設については、平成20年7月に供用開始しています。また、市域東端の牟礼町原地区では、道の駅「源平の里むれ」に隣接した房前公園を19年度に供用開始しています。

今後とも、市民に潤いと安らぎを与える都市施設となるよう、市民参加による親しまれる公園づくりを推進することにより、都市の生活環境の向上を図ることとしています。

2 都市公園等設置状況

種 別	現 況		公 園 名 称
	公 園 数	面積 (ha)	
街 区 公 園	229	31.50	松島公園・明見公園・上之町北公園ほか
近 隣 公 園	13	21.84	紫雲公園・今里中央公園・円座公園（県）ほか
地 区 公 園	3	17.70	中央公園・橘ノ丘総合運動公園・如意輪寺公園
総 合 公 園	2	24.28	仏生山公園・峰山公園
運 動 公 園	2	35.05	香川県総合運動公園（県）・東部運動公園
歴 史 公 園	2	83.31	玉藻公園・栗林公園（県）
墓 園	2	16.06	平和公園・六ツ目墓園
広 域 公 園	1	30.67	さぬき空港公園（県）
緑 地 緑 道	23	34.12	杣場川緑道・屋島緑地・香東川緑地（県）ほか
計	277	294.53	

(平成20年4月1日現在)

※ 市民一人当たり都市公園面積 6.59㎡

都市計画区域内人口一人当たり公園面積 6.83㎡



中央公園

3 公園の維持管理

公園は、市民の憩いの場であるとともに児童の健全な遊び場や情操教育の場となっており、その安全性を確保するための巡回と、施設の修繕・点検を行うとともに、樹木の保護のため害虫駆除・剪定等の維持管理に努めています。

また、公園愛護会（子ども会・老人会・自治会等）による定期清掃・除草等を行っており、市民の協力をいただきながら、レクリエーションやコミュニケーションの場として、美しく、安心して利用できる公園になるよう努めています。

4 ちびっこ広場

遊び場に恵まれない地域の児童や幼児のために、民間の空き地など遊休地を所有者の善意により開放していただき、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」として整備しています。

ちびっこ広場設置状況 60箇所 45,727㎡（平成20年10月1日現在）

5 ポケットパーク

緑豊かな都市景観をつくるため、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして整備しています。

ポケットパーク整備状況 15箇所 3,623㎡（平成20年10月1日現在）



花園町ポケットパーク

第2節 緑化の推進

1 緑化事業

(1) 都市緑化推進

緑豊かな都市環境を形成していくためには、公園の整備はもとより公共施設や民有地の緑化、緑地の保全をはかる必要があります。本市においては、緑地の現況等を把握するとともに、緑化の目標や方策などを明らかにし、総合的な緑化を推進するため、平成14年3月に緑の基本計画を策定し、都市緑化を計画的に推進しています。

(2) 街路緑化

都市の緑化を推進するため、市道に植栽された街路樹の剪定・駆除・灌水などの計画的な維持管理を行うとともに、枯損木等の撤去及び補植を行い、環境と調和のとれた地域づくりに努めています。

路 線 名	樹木本数等	主 な 樹 種
五番町西宝線ほか76路線	高 木 約7,000本	アメリカフウ、クスノキ、ケヤキ クロガネモチ、ナンキンハゼ等
天神前瓦町線ほか57路線	低 木 約26,000㎡	アベリア、サンゴジュ、ストウツゲ クチナシ、ヒラドツツジ等

(平成20年10月1日現在)



市道五番町西宝線の街路樹（ケヤキ・アベリア）

(3) 民有地緑化

市と市民が一体となって緑の保全、回復に努め、健康で快適な生活環境を確保するため、昭和57年10月から「高松市緑化条例」を施行し、公共施設の緑化を進めるとともに、財団法人高松市花と緑の協会事業として62年度から生垣設置助成を、平成元年度から事業所などの環境保全緑化助成を、20年7月から中心市街地での屋上緑化・壁面緑化に対する助成を行うなど、民有地の緑化を推進しています。

生け垣等助成実施状況

年度	H15	H16	H17	H18	H19
区分					
件数(件)	20	6	4	9	6
金額(円)	1,453,650	305,700	353,700	449,400	459,800

2 花いっぱい運動

良好な都市環境を保つうえで、花や緑は大切な役割を果たしています。

本市では快適な生活環境、カラフルなまちづくりを推進するため、公園内の花壇づくりのほか、商店街の街角等に花壇を設け、四季折々の草花を植え付けて、うるおいとやすらぎのある生活環境の創出に努めています。

また、財団法人高松市花と緑の協会とともに、春のフラワーフェスティバルや街頭での啓発活動、さらには、人生記念植樹などの各種のイベント時に草花の配布等を行い、花いっぱい運動を推進しています。



春のフラワーフェスティバル

第3節 交通環境の整備

1 高松市総合都市交通計画の見直し事業

(1) 高松市環境配慮型都市交通計画（CO₂削減計画）の策定

本市における少子高齢化や地球環境問題への対応を図り、過度に自動車に依存しない交通体系の検討や公共交通の利用促進、歩いて暮らせる環境にやさしいまちづくりに必要な交通体系を構築し、地域における地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的として、平成20年度に高松市環境配慮型都市交通計画推進協議会を設立し、低炭素社会の実現に資する都市交通計画（CO₂削減計画）の策定に取り組んでいます。

(2) 新交通システム導入の検討

高齢者を始めとする交通弱者の利便性向上や環境負荷の軽減、中心市街地の活性化を図るため、平成20年度に高松市総合都市交通戦略検討協議会を設置し、人々が快適に移動できる、LRTを始めとする新交通システム導入の可能性等について検討しています。

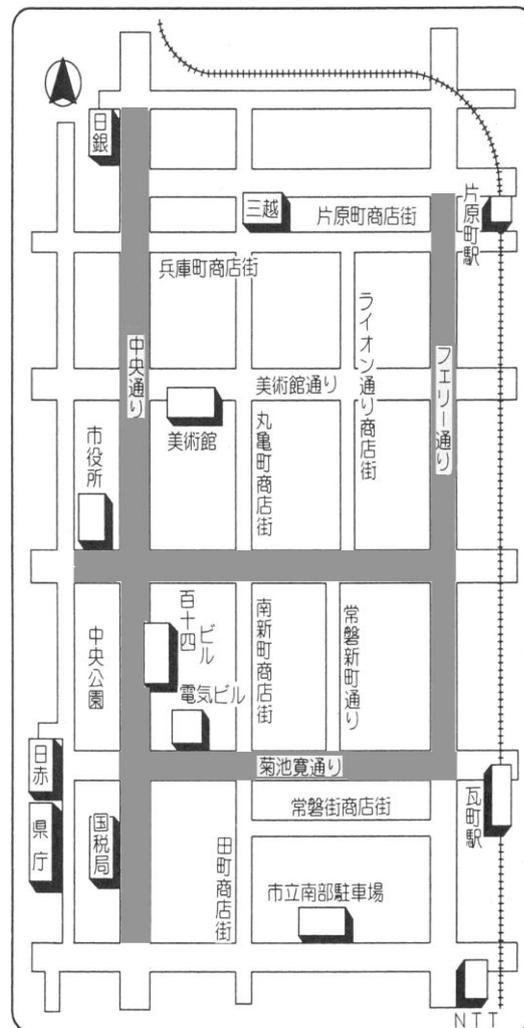
2 違法駐車等の対策

(1) 違法駐車防止対策事業

平成4年12月違法駐車による事故や渋滞の発生を防止し、安全で快適な生活環境の確保と都市機能の維持向上を目指した「高松市違法駐車防止に関する条例」を制定しました。

条例に基づき、国道11号、市道フェリー通り、菊池寛通り、中央通り、市役所前通りの5路線を違法駐車防止重点地域に指定し、違法駐車防止啓発活動を実施していましたが、18年6月から道路交通法の改正により、違法駐車取締りが変わり、放置駐車車両の確認および標章の取付け確認事務が公安委員会の登録を受けた法人に委託できることとなり、これを受けて県警では民間委託業務が開始され、これまでに駐車台数が減少し、渋滞が緩和されるなど一定の効果が出ていることから、19年4月から交通指導員による街頭啓発活動を取り止めました。

違法駐車防止重点地域



重点路線瞬間路上駐車状況（午前11時調査）

（単位：台，％）

年度	路線名	フェリー 通り	国道 11 号	菊池寛 通り	中央通り	市役所 前通り	計
	実施前台数	54.5	33.0	22.5	50.0	13.0	173.0
H19	台数	13.5	3.7	4.7	13.0	4.7	39.6
	減少率	75.2	88.8	79.1	74.0	63.8	77.1

(2) 貨物車専用荷さばき駐車場の設置

平成8年度に「高松市における物流効率化に関する調査研究委員会」が、モデル実験として設置した集配貨物車専用荷さばき駐車場を、民間主導で継続運用するとともに、9年12月から市有地に集配貨物車専用荷さばき駐車場を設置し、集配貨物車両の違法駐車減少に努めました。

こうした実績から、今後も集配貨物車の違法駐車対策として、指導、啓発を積極的に行い、市民の安全で快適な生活環境を確保するとともに、都市機能の維持向上に努めていきます。

集配貨物車専用荷さばき駐車場利用状況

（単位：台）

平成 19 年 度				備 考
	設 置 場 所	設置台数	駐車台数	
①	満 月 荘 駐 車 場	普通車用 1	152	
②	市 鍛 冶 屋 町 駐 車 場	普通車用 3	354	
③	中 本 町 駐 車 場	普通車用 1	15	
計		普通車用 5	521	

利用時間：9:00 ～ 18:00 利用条件：2トンまでの集配貨物車 料金：無料

3 駐車場

(1) 概要

本市は四国の経済・行政の中枢を担っており、中心市街地には自動車交通が集中することから、瓦町地区やサンポート高松で公共駐車場を整備してきましたが、長引く景気低迷による企業の支店や営業所の撤退や郊外転出、また大型ショッピングセンターの郊外進出等により、中心市街地の駐車需要は減少傾向にあり、また、簡易なコインパーキングが多く整備されてきたことにより公共駐車場の利用に少なからず影響がでています。

一方、本市では、駐車場案内板により駐車場へのスムーズな誘導を図るとともに、駐車場法に基づく路外駐車場の設置届を審査するなど、安全な駐車施設が建設されるよう指導を行っています。

(2) 市立駐車場整備状況

現在、高松市の管理する一般公共用駐車場は8箇所あります。

最近では、サンポート高松の駐車需要に対応するため、公共駐車場として平成13年5月13日に高松駅前広場地下に収容台数395台、また、16年3月30日の高松シンボルタワーのオープンに併せ、タワー地下に221台（市：141台、県：80台収容）および、県営の多目的広場地下駐車場（302台収容）の供用を開始しています。

市立駐車場の整備状況

箇所数	台 数
8 箇所	乗用車 2,042台 , バス 38台

（平成20年3月31日現在）

4 自転車等の対策

(1) 自転車利用都市づくり計画策定事業

温暖少雨の気象条件や平坦な地形が多い本市の特性をいかし、自転車利用の環境づくりを推進するため、平成19年度に、国・県・警察・市などの関係団体で構成する「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会・高松地区委員会」を設立し、自転車と歩行者が安全に通行できる空間の確保や、駐輪場整備など、実効性のある自転車利用の総合的な計画の策定に取り組んでいます。

(2) 自転車等駐車対策総合計画

放置自転車対策を一層推進するため、自転車利用実態調査の成果を活用するとともに、自転車利用に関する意識調査、現況分析など自転車等利用基本調査を平成9年度に実施し、10年度では自転車等駐車対策協議会を設置し、手軽な交通手段として自転車などの適正な利用を促進する自転車等駐車対策総合計画を11年3月に策定しました。行政と鉄道事業者や商店街などの民間事業所がそれぞれ責任と役割を分担し、11年度から23年度までに自転車等の駐車需要の著しい地域や駐車需要が著しくなることが予想される市街地中心部および鉄道駅周辺に同計画で定めた整備目標量の自転車等駐車を計画的に整備するとともに、自転車利用のマナーの向上など快適な自転車等利用の環境づくりを行っていきます。

(3) 放置自転車保管後の再利用等

保管切れの放置自転車のうち再利用が可能なものについては、限りある資源の有効活用を図るとともに市民の利便に資することを目的として、平成4年9月に「高松市放置自転車リサイクル要綱」を定め、市内の外国人留学生等を受け入れている団体等にリサイクル自転車として貸与するほか公用車として利用しています。

また、13年8月に高松市帰属自転車売却要綱を定め、移送・保管している放置自転車のうち引き取り手のない自転車を一般販売することにより、資源の再生利用の推進および市民のリサイクル意識の高揚に努めています。

(4) レンタサイクル

自転車を共有することで自転車の総数を抑制し、放置自転車を減らし、自転車駐車場の有効活用を図るとともに近距離の公共交通機関の一つとして市民の利用に供するため、平成13年3月に高松市レンタサイクル条例を制定し、同年5月から琴電瓦町駅とJR高松駅の2箇所にレンタサイクルポートを設け、レンタサイクル150台でレンタサイクル事業を開始しました。

現在、市内7箇所にレンタサイクルポートを設け、約1,050台のレンタサイクルで運営しています。

(5) 自転車駐車場

本市では日常の交通手段として自転車の利用が定着しています。これは、環境保全の観点からは好都合ですが、無秩序な放置は、都市景観および交通安全の観点からは大きな課題となっており、駅前を中心に自転車駐車場の整備に努めています。

箇所数	面積 (㎡)	収容台数 (台)
64箇所	17,076	10,493

(平成20年3月31日現在)

(6) 放置禁止・整理区域

放置自転車対策として、昭和57年3月に高松市自転車等の適正な利用に関する条例を制定、同年10月より施行、その後、平成元年3月に一部改正を行い、放置禁止区域・整理区域を設定し、放置禁止区域内においては、2時間以上、整理区域内においては、2日以上放置している場合は、移送・保管

するなど、放置自転車等の規制措置を行う一方、隣接の事業所に対して、自転車等駐車場の増設を要望し、協力を得るなど、規制と受け皿の両面から放置自転車等の排除に努めてきました。

また、この間、5年12月には、自転車法が改正されるなど、全国的に放置自転車等に対する法的整備が行われました。

本市では、商業地域、近隣商業地域で自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築、増築しようとする場合に、条例で自転車等駐車場の設置を義務付けていましたが、昨今、これら特定施設付近での路上放置が顕著で、道路空間の阻害と街の景観が著しく損なわれていることから、放置を防止し良好な都市環境を創出するため、条例に基づく自転車等駐車場の設置基準を改正し、9年4月1日から施行しました。

放置自転車整理状況

年度	警告札貼付枚数（枚）	撤去台数（台）	返還台数（台）
H19	72,725	9,269	4,808

放置禁止区域 ・ 琴電瓦町駅地区・ J R 高松駅地区・ 中央通り・ 美術館通り・ サンポート高松地区
 ・ 琴電栗林公園駅地区・ J R 端岡駅地区・ J R 栗林駅地区

放置整理区域 ・ 琴電片原町駅地区

(7) 自転車走行レーンの整備

近年、自動車交通に伴う沿道環境への影響の軽減や、さらには二酸化炭素排出抑制など地球環境への負荷の低減のために、都市内の交通手段として自転車の利用促進が期待されています。しかし、都市内における自転車の走行空間は、歩行空間や自動車の走行空間の中に曲がりなりに確保されてきたに過ぎません。また、自転車駐車場の整備についても、放置自転車対策としての色彩が強い状況にあります。今後、都市の交通手段として広く自転車の利用促進を図るためには、自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備を初めとして、その利用環境を整えていくことが重要課題となっています。

そこで、自転車利用環境整備基本計画に基づき、平成19年度までに浜ノ町宮脇線外2線で4,200mの歩道の整備を行いました。

(8) 歩行者優先道路整備事業の推進

歩行者が安心して歩ける、安全で快適な道路空間の確保のため、現状の道路幅員の中で、歩行者と自転車が安全で安心して通行できる歩道の整備を推進します。

第4節 環境に配慮した公共工事への取組

1 公共工事における環境配慮への取組の実施

市が行う公共工事の執行に当たり、計画・設計・施工の各段階において、環境に配慮した取組みを行い、環境保全を図り、環境に調和した施設の整備に努めました。

環境に配慮した工事実績

件数	年度	
	H18	H19
発注件数	591	486
環境に配慮した工事件数	441	344

2 公共工事における雨水浸透施設の設置

公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる構造に努めています。

年度 件数	H18	H19
設置数	2	0

3 サポート高松

サポート高松整備事業は、21世紀において本市が引き続き、環瀬戸内交流圏の中核都市として主要な役割を担い、発展していくための都市づくりや、海陸交通ターミナル機能の強化など、高次の都市機能を持った魅力あふれるまちづくりを香川県と一体となって取り組んでいる事業です。

この事業のまちづくり方針は、下記の駅前広場や港湾緑地内の施設で環境に考慮した計画としております。

(1) 緑地

バス背後に「ハーバープロムナード」、外海沿いに「シーフロントプロムナード」を整備しております。また、玉藻公園北側に「キャッスルプロムナード」が計画されており、今後とも緑に配慮したまちづくりを推進します。

(2) 再生水利用

地区内では、下水道再生水の供給を受け、高松シンボルタワーや国の合同庁舎など、主要な施設で水洗便所、樹木への散水、防火用水等に活用しています。

(3) 地域熱供給

主要街区の建物を対象に、海水と大気との温度差による未利用エネルギーを活用した温水・冷水を供給する地域冷暖房システムを導入し、エネルギーの効率的利用や環境の保全に寄与しています。

(4) 太陽光の利用

本市は日照時間が長いことから、駅前広場や港湾緑地内の施設でソーラシステムによる発電を導入しています。

4 歩道の透水性舗装

歩道舗装を透水性舗装で整備し、雨水を地中に浸透させることにより雨水の流出抑制や地下水の涵養、街路樹の育成など水循環健全化計画を念頭に、計画的な整備事業を推進しています。

平成19年度までの整備実績 9,398m

5 河川改修工事

自然石による護岸，透水性のある水路底等自然環境に配慮した整備に努めています。

施工実績

	河川名	町名	施工年度	工事概要
1	宮谷排水路	菅沢町	H8～16	透水性の水路底
2	半行寺排水路	菅沢町	H8～14	透水性の水路底
3	奥々排水路	木太町	H10～13	透水性の水路底
4	西唐谷排水路	三谷町	H12～13	透水性の水路底
5	弓弦羽川排水路	亀水町	H13～14	透水性の水路底
6	鹿角町排水路	鹿角町	H14～15	透水性の水路底
7	口銭場川	高松町・新田町	H14～15	透水性の水路底

第5節 美しい景観の形成

1 都市景観整備事業

(1) 都市景観形成地区

重点的に都市景観の形成を図る必要がある地区を指定し，整備計画および地区基準を定めて，それに基づき助言や指導を行いながら，個性豊かな，まちづくりを進めていくものです。

整備計画および地区基準の決定に際しては，住民や土地の所有者等の意見を聞くとともに，都市景観審議会の意見を聴き，地区の個性に合ったきめ細やかな目標を定めます。

平成15年11月7日に，仏生山歴史街道都市景観形成地区を指定し，良好な都市景観を形成し，仏生山の活力・魅力を一層向上させるよう，門前町として栄えた町の歴史・風土景観の保全と歴史ある景観の育成を図っていきます。

16年4月1日より，地区基準に適合した建築物等の行為の届出をした人が助成対象行為をする場合には，その経費の一部を助成しています。



(2) 大規模建築物等

都市景観形成地区以外の市内全域で一定規模以上の建築物等の新築や改築や模様替えの際には，「大規模建築物等の誘導基準」を踏まえて，事前の届出をしていただき，協議を行っています。



(3) 表彰制度

ア 高松市都市景観賞

都市景観形成に著しく寄与していると認められる建築物等を表彰することにより，都市景観の向

上と景観に関する市民意識の高揚を図ることを目的としています。

第1回（平成6年度）54件の応募の中から10件を決定し、所有者・設計者・施工者を表彰しました。



サンメッセ香川



高松市図書館

第2回（平成8年度）33件の応募の中から10件を決定し、所有者・設計者・施工者を表彰しました。



香川県産業頭脳化センター



仏生山公民館

第3回（平成11年度）31件の応募の中から10件を決定し、所有者・設計者・施工者に対して表彰しました。



鬼ヶ島おにの館



ふれあい福祉センター勝賀

第4回（平成15年度）50件の応募の中から6件を決定し，所有者・設計者・施工者に対して表彰しました。



高松港レストハウス



JR高松駅

第5回（平成19年度）27件の応募の中から5件を決定し，所有者・設計者・施工者に対して表彰しました。



高松シンボルタワー



高松丸亀町呑番街ビル

イ まちなみ写真コンテスト

美しいまちなみの写真を募集することにより，市民の景観に関する意識の高揚を図ることを目的とします。

第1回（平成8年度）
41点の応募の中から優秀賞1点，入選6点を表彰しました。

第2回（平成11年度）
31点の応募作品の中から優秀賞1点・入選5点を表彰しました。



**第1回優秀賞
街路樹のあるアーケード街**



**第2回優秀賞
小川のある町**

(4) 都市景観まちづくり協議会

一定地域の大多数の住民に支持され、都市景観の形成を図ることを目的とし、活発な都市景観活動を行う団体について、都市景観まちづくり協議会として認定し、援助するものです。

平成7年度、8年度、12年度および19年度に各1団体認定しました。

(5) 屋外広告物対策事業の促進

屋外広告物に関し必要な措置を講ずることにより、良好な景観形成や風致の維持に努めています。

平成18年度 違反広告物簡易除却の実施 年16回

平成19年度 違反広告物簡易除却の実施 年16回

2 道路景観整備

(1) コミュニティ広場

道路空間の環境保全に努め、町のオアシスとして美観上・風致上のモデル地区として北部コミュニティ広場、兵庫町ひろばおよび田町コミュニティ広場の整備を行い、地域の人々や歩行者が気軽に散歩や買い物を楽しんだり、何気なく立ち止まって会話を交わしたり、市民の憩いの場として利用されるようにしています。

(2) 「たかまつマイロード」事業

「たかまつマイロード」は、道路愛護団体が自発的意思のもと市が管理する道路の一定区間の清掃・緑化等の維持管理を行うものです。市はこれを支援することにより、道路の環境美化だけでなく道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発することを目的としています。平成13年度のモデル実施に引き続き、制度のPR等に積極的に取り組み、19年度末現在で46団体と協定を締結し、道路の環境美化推進に努めています。

3 環境美化推進事業

(1) 環境美化条例

空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨ての禁止や容器包装の再資源化等を主な内容とした環境美化条例を平成9年3月27日に制定し、同年10月1日に施行しました。空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨てを防止するためには、市民のモラルの向上が不可欠であることから、環境美化に対する市民意識の普及・高揚や環境美化活動の促進を図り、ポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めています。

ア 環境美化の日、環境美化月間

環境美化条例の施行日にちなみ、10月1日を「環境美化の日」、10月を「環境美化月間」と定め、この期間を中心に積極的な啓発活動等を実施しています。

イ 環境美化シンボルキャラクター

平成10年度に環境美化啓発活動に効果的に活用するため、環境美化シンボルキャラクターを作成するとともに、愛称は、一般公募により「アウトくん」と命名し、市民にポイ捨て禁止を呼びかけています。



アウトくん

ウ その他啓発事業(平成20年度)

- (ア) 啓発看板の作製・配布(ポイ捨て禁止・犬のフンの後始末看板の作製・配布)
- (イ) 広報紙等による啓発(広報たかまつ, 衛生だより, 新聞等による広報)
- (ウ) 各種団体への説明(出前講座などを通じて各種団体への説明を実施)

(2) 環境美化都市推進会議

昭和54年9月に環境美化についての全市民共同の実践目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」が発足しました。

この推進会議を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯に根ざす清潔で美しいまち「環境美化都市高松」を実現するため、サンポート高松・中央通り一斉清掃等の清掃活動や環境美化啓発活動を推進しています。

ア サンポート高松・中央通り一斉清掃事業

サンポート高松および中央通り沿道の事業所従業員、ボランティアおよび市職員による一斉清掃を早朝始業前に行っています。(原則として毎月第一木曜日に実施)

イ 環境美化推進運動功労者表彰事業

1年以上継続して、公共の場所で清掃奉仕や緑化推進などに顕著な環境美化活動を実践している個人、団体を表彰しています。

平成20年度被表彰者 個人39名、団体36団体

ウ 清掃用具貸出事業

事業者や各種団体による公共の場所等の清掃活動に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

平成19年度実績 24件

エ 環境美化月間清掃キャンペーン事業

環境美化月間(10月)の啓発事業として、各種団体に参加を依頼し、サンポート高松・中央通り周辺の一斉清掃を実施しています。

平成20年度参加団体 11団体、参加者245人

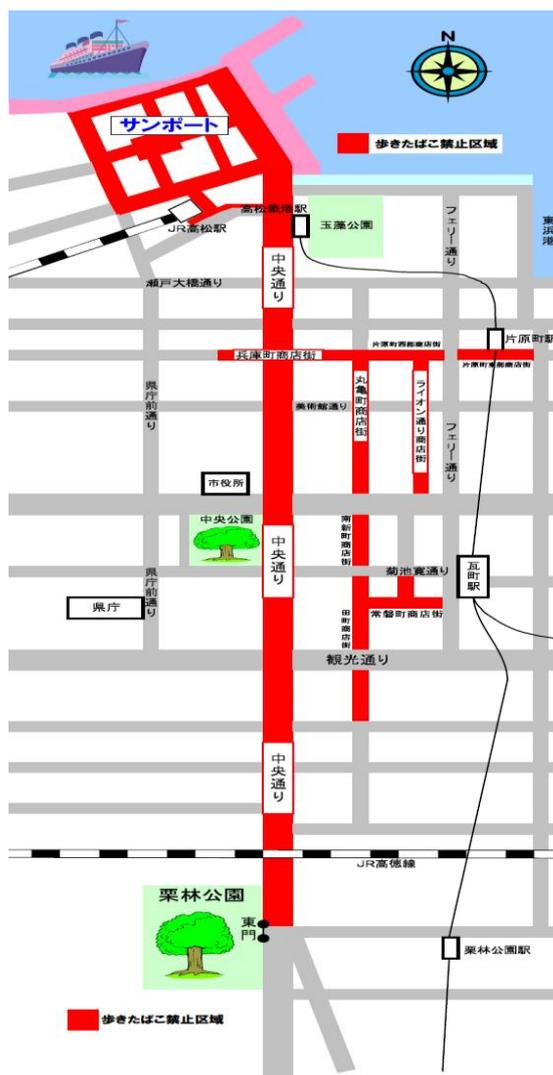
オ その他の啓発事業

環境月間(6月)行事の環境展において、パネルなどの展示や啓発ポスター、啓発物品の配布を行いました。

(3) 歩きたばこ禁止区域

本市では、平成9年3月に高松市環境美化条例を制定し、市内全域でごみのポイ捨て行為を禁止するとともに、市民の協力を得ながら、まちの美観向上に努めています。

しかし、中央通りなどでは、たばこの吸い殻のポイ捨てが依然として後を絶たないため、18年3月に、同条例を改正し、サンポート（サンポートおよび浜ノ町のそれぞれ一部）およびサンポートから栗林公園東門（栗林町一丁目）までの中央通りと高松中央商店街（アーケードが整備されている8商店街）を「歩きたばこ禁止区域」に指定し、同年6月1日から、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しています。



歩きたばこ禁止区域

(4) 空き地の適正管理

宅地造成地等の空き地に雑草が繁茂すると、ごみの不法投棄、害虫の発生、火災、花粉症等の原因となるおそれがあるため、高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例 第6条（清潔の保持）中の、「土地または建物および周辺の清掃を行う等清潔を保つよう、また、みだりに廃棄物を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない。」旨の規定に基づき、空き地の管理者等に対し、空き地の除草等、適正な管理について口頭もしくは書面で協力依頼をしています。

空き地の適正管理処理件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19
件数	95	53	56	151	111

4 ため池等景観整備事業

ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、潤いと安らぎのある水辺空間を利用した小公園を整備し、適切な維持管理を行い、潤いのある市民生活の営みや情緒豊かな人間性の形成を図るとともに、自然の恵沢を享受できる憩いの場を市民に提供しようとするものです。

ため池等景観整備維持管理事業実績

区分	箇所数	事業主体	事業費 (千円)	補助率 (%)	補助金 (千円)
H19	17	各土地改良区	9,068	85	7,707

第6節 文化的遺産の保存活用

1 文化財事業

(1) 埋蔵文化財調査

高松市が行う道路建設など公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査や共同住宅建設など民間開発の際の埋蔵文化財の有無の確認調査を主に行っています。

また、学術的見地から実施しています屋島の遺跡調査では、平成14年3月に、日本書紀に築造の記載がある古代山城「屋嶋城」の城門を発掘調査で見出し、現在も、その関連遺跡を継続調査中です。

(2) 文化財指定および登録

郷土と関係の深い文化財のうち、重要なものについては市指定・市登録を行い、さらに重要なものについては、県・国指定となるよう努めています。

国・県・市指定文化財および登録文化財件数表

(H20. 10. 1 現在)

種 別		指 定 区 分				登 録 区 分			
		国	県	市	計	国	県	市	計
有 形 文化財	建造物	6	4	6	16	80	0	0	80
	絵画	3	2	2	7	0	0	0	0
	彫刻	8	3	2	13	0	0	0	0
	工芸品	7	5	7	19	0	0	0	0
	書跡・典籍	8	0	7	15	0	0	0	0
	考古資料	0	1	4	5	0	0	0	0
	歴史資料	0	0	1	1	0	0	1	1
小 計		32	15	29	76	80	0	1	81
無形文化財		2	7	1	10	0	0	0	0
民 俗 文化財	有形民俗	5	4	4	13	0	0	0	0
	無形民俗	0	3	6	9	0	0	0	0
記念物	史跡※特別史跡含む	6	3	12	21	0	0	11	11
	名勝※特別名勝含む	1	1	0	2	0	0	0	0
	天然記念物	1	5	6	12	0	0	0	0
	小 計	8	9	18	35	0	0	11	11
合 計		47	38	58	143	80	0	12	92

※ 無形文化財数は、保持者または保持団体の数とした。

国指定文化財一覧表

(H20. 10. 1 現在)

種 別	名 称 および 所 在 地	
重 要 文 化 財	建造物	国分寺本堂, 高松城 北之丸月見櫓・北之丸渡櫓・北之丸水手御門・旧東之丸長櫓, 屋島寺本堂, 小比賀家住宅 主屋・午門・土蔵・米蔵・附土塀(御厩町), 旧河野家住宅, 旧下木家住宅(2件とも四国村)
	絵画	絹本着色十王像, 絹本着色観世音功德図屏風, 紙本金地著色源氏物語図(若菜・紅葉賀)屏風(3件とも法然寺)
	彫刻	木造千手観音立像(国分寺), 木造不動明王立像(弘憲寺), 木造四天王立像(鷲峰寺), 木造毘沙門天立像(香西寺), 木造千手観音坐像(屋島寺), 木造千手観音立像(根香寺), 木造菩薩立像(正花寺), 板彫阿弥陀曼荼羅(開法寺)
	工芸品	太刀 銘 元重, 太刀 銘 真守造(2件とも県立ミュージアム), 銅鐘(国分寺), 密教法具(弘憲寺), 田村神社古神宝類(市歴史資料館), 太刀 銘 兼氏(個人蔵), 梵鐘(屋島寺),
	書跡・典籍	藤原佐理筆詩懷紙※国宝, 紙本墨書月江正印墨蹟印可状, 紙本墨書清拙正澄墨蹟平心字号, 紙本墨書花園天皇宸翰御消息, 光厳院宸翰御奉納心経, 法華経(6件とも県立ミュージアム), 後深草天皇宸翰御消息(法然寺), 万葉集卷第十五残卷 天治本(冠纒神社)
重要無形文化財(工芸技術)	蒟醬(保持者:太田 壽, 磯井 正美)	
重要有形民俗文化財	瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具, 瀬戸内海の船図及び船大工用具(2件とも瀬戸内海歴史民俗資料館), 讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋, 讃岐及び周辺地域の醬油醸造用具と醬油蔵・麴室(2件とも四国村), 牟礼・庵治の石工用具(石の民俗資料館)	
記 念 物	史跡	讃岐国分寺跡※特別史跡, 府中山内瓦窯跡(国分寺町), 讃岐国分尼寺跡, 石清尾山古墳群, 屋島, 高松城跡
	名勝	栗林公園※特別名勝
	天然記念物	屋島

県指定文化財一覧表

(H20. 10. 1 現在)

種 別	名 称 および 所 在 地	
有 形 文 化 財	建造物	旧入江家住宅(牟礼町), 旧山下家住宅, 旧黒瀬家丸亀藩御用蔵, 旧丸亀藩番所附境界標柱(3件とも四国村)
	絵画	紙本着色高松城下図八曲屏風, 高松松平家博物図譜(2件とも県立ミュージアム)
	彫刻	木造地蔵菩薩立像(弘憲寺), 木造五大尊像(根香寺), 金銅誕生釈迦仏立像(県立ミュージアム)
	工芸品	銅鐘(法泉寺), 青貝微塵塗鞘および大小拵(県立ミュージアム), 刀 無銘 伝江義弘(市歴史資料館) 刀 銘 龍藻軒多田鷹成ほか刀一口(2件とも個人蔵)
	考古資料	平形銅剣 高瀬町北条出土(県立ミュージアム)
無形文化財(工芸技術)	蒟醬(保持者:伊賀 寛泰, 太田勝子, 山下義人, 大谷 早人), 彫漆(保持者:北岡省三, 中島光夫), 髹漆(きゅうしつ)(保持者:西岡春行)	
有形民俗文化財	香翠座人形頭(香翠座デコ芝居保存会), ひょうげ祭りの神具(高松市香川町文化財保存会), 冠纒神社の大獅子(香南町), 高松藩飛竜丸船明細切絵図(県立ミュージアム)	
無形民俗文化財	祇園座(香川町), 庵治締太鼓(庵治締太鼓保存会), 香翠座デコ芝居(香翠座デコ芝居保存会)	
記 念 物	史跡	生駒親正夫妻墓所(弘憲寺), 今岡古墳(鬼無町), 高松市茶臼山古墳(前田西町ほか)
	名勝	小比賀家築山庭園(御厩町)
	天然記念物	船山神社のクス(船山神社), ソテツの岡, 根上りカシ(2件とも栗林公園), 一瀬神社社叢(中山町), 岩部八幡神社のイチョウ(塩江町)

市指定文化財一覧表

(H20. 10. 1 現在)

種 別	名 称 および 所 在 地	
有 形 文 化 財	建造物	国分寺北部小学校校門（国分寺町），旧中石家住宅 主屋・隠居屋・納屋，小豆島の農村歌舞伎舞台，茶堂，旧吉野家住宅（4件とも四国村），披雲閣（玉藻公園）
	絵画	生駒親正肖像画（弘憲寺），紙本墨画淡彩玉蘭精舎祝宴図屏風（市歴史資料館）
	彫刻	木造六字尊立像（円成庵），金銅誕生釈迦仏立像（西方寺）
	工芸品	摩尼輪塔（国分寺町），刀剣 銘 讃州住盈永（県立ミュージアム），仏餉茶碗（県立ミュージアム），鱧口（個人蔵），藤尾八幡神社奉納鏡，本小札肩白紺糸絨具足・二方白四十八間筋兜（2件とも市歴史資料館），剣 銘 則國（個人蔵）
	書跡・典籍	徳川家綱安堵判物案，永井尚庸・小笠原長頼連署奉書，松平頼重筆 和歌幅，松平頼重 短冊屏風（4件とも県立ミュージアム），生駒家時代讃岐高松城屋敷割図 付同引伸図，讃岐国一宮田村大社壁書（2件とも市歴史資料館），大般若波羅蜜多經（庵治町願成寺）
	考古資料	楠尾神社経塚出土遺物（国分寺町楠尾神社），石船石棺（国分寺町），御城俊禪蒐集古瓦（牟礼町洲崎寺），大空遺跡出土弥生土器 53 点（市歴史資料館）
	歴史資料	山内村史（市歴史資料館）
無形文化財	水任流泳法（水任流保存会）	
有形民俗文化財	清水神社の甕塚と上御盥跡（由良町），祇園座衣装（香川町），住吉神社お船「住吉丸」（「弁才船」の模型），才田獅子頭（2件とも庵治町）	
無形民俗文化財	庵治おどり，才田岩陰獅子舞（2件とも庵治町），石切り唄，田井の子供神相撲（2件とも牟礼町），ひょうげ祭り（香川町），椋川たたら踊り（塩江町），	
記 念 物	史跡	石ヶ鼻古墳（国分寺町），久本古墳，大井戸，前田城跡，下司廃寺塔跡，藤尾城跡，十河城跡，勝賀城跡，古宮古墳，片山池 1 号窯跡，神内家墓地石塔群（10 件とも旧高松市），東赤坂古墳（香川町）
	天然記念物	大石さんのムクノキ（西山崎町），男木島の柱状節理および岩海（男木町），女木島の柱状節理（女木町），平石井神社のクロガネモチ（今里町），如意輪寺のヤブツバキ（国分寺町），西方寺配水池のソメイヨシノ（西宝町）

※ 長い名称は一部省略した。また，文化財の所在地は，個人情報保護の観点等から最小限の標記にとどめた。

(3) 保存・管理

指定文化財および登録文化財の保存に努めるとともに，管理や修理に対する助成を行っています。

また，埋蔵文化財の発掘調査で出土した遺物の整理，保存に努めています。

また，史跡・天然記念物屋島の景観等保護のため，屋島地区での家屋建築などの際必要な「現状変更許可」の関連事務を行っています。

また，特別史跡讃岐国分寺跡に整備している「国分寺史跡公園」および史跡讃岐国分寺跡の管理と公有地化の促進に努めています。

(4) 公開・活用

郷土の歴史と文化財の紹介および活用を図るための諸行事を実施しています。

ア ふるさと探訪

市民の方々に，各種文化財に触れ郷土の歴史・文化を学習していただくため，市内および近郊の史跡等を訪ね，現地で講師が解説する講座を年間10回開催しています。

イ 親子文化財教室

市内の小・中学生とその保護者を対象に，親子で郷土の歴史・文化を学習し，文化財に身近に接していただくため，子どもも興味をもちやすい体験型の講座を年間2回開催しています。

ウ 指定文化財の説明板等の設置および修理

指定文化財をわかりやすく解説した説明板等の設置および修理を随時行っています。

エ 遺跡現地説明会

埋蔵文化財発掘調査の成果を広く市民の方々に知っていただくため、発掘現場における説明会を随時開催しています。

オ 埋蔵文化財展

埋蔵文化財に対する理解を深めていただくため、市庁舎1階市民ホールや地区公民館などで随時開催しています。

カ 文化財出前説明会

文化財に対する理解を深めていただくため、市民の方々の要請により、地区公民館などで随時開催しています。

キ 活動記録写真や作品の展示

親子文化財教室や高松市文化財保護協会での参加者の活動状況記録写真パネルや製作作品などの展示を、市生涯学習センター等で行っています。

ク 円座整理事務所公開など

発掘した埋蔵文化財の修復作業や保管をしている円座整理事務所の見学（数人以上の団体で事前申込制）ができます。また、中学生の職場体験学習の受け入れもしています。

(5) 資料の作成・配布

ア 発掘した遺跡の紹介パンフレット「むかしの高松」

イ 高松市内指定文化財マップ

ウ 講座テキストなど各種資料

(6) 名木保護事業の推進

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みと安らぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。